

審 第 2 0 4 1 号
答 申 第 4 9 4 号
平成 3 0 年 2 月 5 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月14日付け病経管第139号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第622号

平成28年4月2日付けで異議申立人から提起された、平成28年2月25日付け
病経管第1809号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定に
ついて

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が、平成28年2月25日付け病経管第1809号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- 2 実施機関は、受付日が、平成26年11月28日、平成27年11月9日及び同年12月28日である苦情受信票3枚（以下「本件苦情受信票」という。）について、開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成28年1月24日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センターについて、苦情の受け付けや処理に関する行政文書一切。

ひろく解釈して御特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）に関する苦情等受信票（25件）（以下「本件対象文書1」という。）、センターに関する電子メールによる苦情の供覧文書（79件）（以下「本件対象文書2」という。）及びセンターに関する千葉県ホームページへの苦情の供覧文書（2件）（以下「本件対象文書3」といい、これらを併せて、以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成28年4月2日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を求める。

2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号及び同条第6号に該当しない。また、たとえ該当したとしても同条第2号ただし書イロハニ全てに該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

不開示については対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである。

3 意見書の要旨

異議申立てを受けて不開示理由を追加するとは、開示請求者に今後の異議申立てを委縮させる効果があり言語道断である。

職員が職務遂行のために使用するメールアドレスは、現時点で、偽計、いたずら、誹謗中傷及び職員個人への直接攻撃が起きていない以上、条例第8条第6号には該当しない。また、万一、そのようなメールが来ようとも、迷惑メールとして迷惑メールフォルダに隔離されることは言うまでもない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書について

本件決定では、行政文書の件名を、「千葉県精神科医療センターについて、苦情の受け付けや処理に関する行政文書一切。」としたが、具体的には本件対象文書1～同3である。

2 部分開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件決定の不開示部分のうち、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについては、特定の個人を識別することができる情報であることは明白であることから、条例第8条第2号ただし書ハに該当する公務員の氏名以外は不開示とした。

主治医等氏名、症状及び診療情報については、個人の心身の状況、診療経過に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから不開示とした。

なお、当該不開示とした部分については、いずれも同号ただし書イロハニに該当するものはない。

異議申立てについて、不開示情報及び理由を検討したところ、苦情内容について、同号該当性を適当と判断したので、以下追加する。

苦情内容は、センターの事業に対する県民等からの通報についての情報であって、上記センターの運営に関する苦情、通報者の心身の状況、診療経過に関する情報や家族の状況に関する情報など様々なものがある。このうち、通報者の心身の状況、診療経過に関する情報や家族の状況に関する情報などの情報は、特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、不開示とするものである。

なお、当該不開示とした部分については、いずれも同号ただし書イロハニに該当するものはない。

(2) 条例第8条第6号該当性について

本件決定の不開示部分のうち、苦情内容は、上記(1)のとおりであって、公にすることにより、通報者に対する外部からの圧力や干渉等が考えられ、通報に関する秘密が守られなければ、通報者の信頼を損なうこととなり、有意義な苦情等を含めた情報提供の委縮を招くおそれがあることから不開示とした。

職員個人のメールアドレスについては、事務事業を遂行する上で日常的に庁内職員又は庁外関係者との連絡等に使用するものであって、これを開示することにより、偽計、いたづら及び誹謗中傷等職員個人への直接攻撃の可能性が否定できず、当該職員が行う事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから不開示とした。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかし、実施機関には、特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため本件決定を行ったものである。

(2) 異議申立人は、不開示部分はいずれも条例第8条第2号及び同条第6号に該当しない旨主張する。

しかし、上記2(1)及び(2)に記載のとおり、条例第8条第2号及び同条第6号の不開示情報に該当するものである。

また、異議申立人は、たとえ条例第8条第2号本文に該当したとしても、同号ただし書イロハニ全てに該当する旨主張するが、そのいずれにも該当せず、この主張には理由がないものである。

(3) 異議申立人は、不開示部分はいずれも条例第10条に該当する旨主張する。

しかし、本件決定により不開示とした部分を公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとはいえない。

したがって、上記主張には理由がないものである。

(4) 異議申立人は、不開示については対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである旨主張する。

しかし、本件請求に対しては、不開示決定処分をしていない。また、本件対象文書以外には対象行政文書は存在していない。

したがって、異議申立人の主張には理由がないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書1は、実施機関（22件）、健康福祉部医療整備課内に設置されている千葉県医療安全相談センター（以下「医療安全相談センター」という。）（1件）、総合企画部報道広報課広聴室（以下「広聴室」という。）（1件）及びセンター（1件）に寄せられた、センターに関する苦情が記載された書面を、実施機関内で供覧した文書である。

本件対象文書1のうち、実施機関に寄せられた苦情については、全て同じ様式の文書に記載されており、「苦情受信票」との表題が記載された文書が11件、「苦情等受信票」と記載された文書が11件存在する（上記受信票の様式は、表題以外同一のため、以下「苦情等受信票」という。）。

本件対象文書2は、総務部行政改革推進課（以下「行革課」という。）が公にしている組織メールアドレス宛てに寄せられたセンターに関する苦情を、同課から実施機関へ転送したメール（以下「本件転送メール」という。）を供覧した文書である。

本件対象文書3は、千葉県ホームページに寄せられたセンターに関する問合せ内容を供覧した文書である。

2 本件不開示部分について

実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、氏名、住所、電話番号、苦情申出者のメールアドレス、主治医等氏名、病状及び診療情報並びに苦情内容のうち通報者の心身の状況、診療経過に関する情報及び家族の状況に関する情報を条例第8条第2号に、苦情内容及び職員の個人メールアドレスを同条第6号に該当するとして、それぞれ不開示とした。

しかし、異議申立人は、本件決定により不開示とした部分は、同条第2号及び同条第6号に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、以下検討する。

なお、当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が不開示とした情報のうち、主治医等氏名、病状、診療情報及び通報者の心身の状況については、全て苦情内容として取り扱うことが適当と判断されたため、以下、一括して苦情内容として検討する。

(1) 本件対象文書1について

ア 申出者氏名、住所（電話番号）及び患者氏名等について

(ア) 苦情等受信票のうち、別表1の、受付年月日欄に記載された日付で作成された苦情等受信票の、申出者氏名、住所（電話番号）及び患者氏名等の各欄には、苦情申出者の氏名、住所、電話番号及び患者等の氏名が個別具体的に記載されている。

また、医療安全相談センターの相談員が、平成25年5月28日に作成した「相談内容について」と記載された書面（以下「相談員作成書面」という。）の相談者欄には、相談者の住所、氏名及び電話番号が記載されている。

上記情報は、苦情申出者、患者又は相談者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の、受付年月日欄に記載された日付で作成された苦情等受信票の申出者氏名欄には「不明」、「匿名」又は「名乗らず（男性）」と、住所欄には「不明」と、患者氏名等欄には「申出者の母」、「同上」、「本人」、「匿名」又は「不明」との記載がされている。

また、広聴室宛てのメールアドレスに、平成26年9月5日に寄せられたメール（以下「広聴室宛てメール」という。）のお名前欄には「匿名希望」と記載されており、上記情報は、苦情申出者、患者又は差出人の個人に関する情報であると認められる。

しかし、上記の抽象的な情報自体からは、苦情申出者、患者及び差出人を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、

条例第8条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

イ 職員のメールアドレスについて

受付年月日が、平成25年5月23日の苦情等受信票に添付されている、差出日時が平成25年5月28日のメールには、送信者及び受信者である、実施機関及びセンターの職員のメールアドレスが記載されているところ、上記情報は、通常一般に公にされておらず、これを公にするといたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信されるなど、当該職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 苦情内容について

苦情等受信票22件全てには、同受信票ごとに、苦情の内容が記載されている。

また、平成26年9月8日付け広聴事案処理依頼書の1. 処理方法欄中の(1)の括弧書欄、広聴室宛てメールの内容欄、平成26年5月2日にセンターから情報提供された書面及び相談員作成書面の相談内容欄には、それぞれ、苦情の内容が記載されている。

ところで、県民から寄せられた苦情の内容を公にされると、苦情申出へのためらいや県の機関が行う精神保健福祉事業の一環である苦情等対応業務への不信感を生じさせることになるなど、苦情等対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、同条第2号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 差出人のメールアドレス、氏名、住所及び電話番号について

(ア)別表1の、転送年月日欄に記載された日付で作成された本件転送メールには、差出人のメールアドレス、氏名、住所及び電話番号が個別具体的に記載されている。

上記情報は、差出人の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 転送年月日が、平成24年8月10日の本件転送メールに添付されている、苦情等受信票（受付年月日：平成24年8月10日）の患者氏名等欄には、「不明」と記載されている。

ところで、上記情報は、患者の個人に関する情報であると認められるが、上記情報自体では、患者を特定することは困難であり、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、条例第8条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

イ 職員のメールアドレスについて

本件転送メールには、同メールの送信者及び受信者である、行革課及び実施機関の職員のメールアドレスが記載されているところ、上記情報は、上記（1）イと同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 苦情内容について

本件転送メールには、同メールの差出日ごとに苦情の内容が記載されているところ、上記情報は、上記（1）ウと同様、条例第8条第6号柱書に該当し、同条第2号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書3について

千葉県ホームページ管理システムの、問い合わせ情報欄の、問い合わせ内容欄中の内容欄には、苦情の内容が記載されているところ、上記情報は、上記（1）ウと同様、条例第8条第6号柱書に該当し、同条第2号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件対象文書の特定について

異議申立人は、文書の探索が不十分であるなどと主張しているため、以下検討する。

当審査会が事務局職員をして、実施機関に対する確認及び書庫等の探索をさせたところ、本件対象文書1として特定されていなかった、本件苦情受信票の存在が確認された。

この点について、実施機関に説明を求めたところ、本件苦情受信票については、記載内容が相談及び問合せに関するもので、苦情には当たらないと判断したため、本件対象文書とはしなかったとのことであった。

しかし、本件苦情受信票は、いずれも本件対象文書1と同様、苦情受信票と記載された様式で作成されていること、また、実施機関は、本件苦情受信票と同様に、受付年月日が平成26年9月30日の苦情受信票に記載されている苦情申出人の相談及び問合せに関する事項についても苦情と捉え、本件対象文書として特定していることからすると、本件苦情受信票に記載されている内容も苦情に当たると考えられ、本件請求の対象となる行政文書に該当すると考えられる。

したがって、実施機関は、本件苦情受信票について、開示決定等を行うべきである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

- (1) 実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。
- (2) 実施機関は、本件苦情受信票について、開示決定等をすべきである。
- (3) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 4月14日	諮問書の受理
平成28年 5月23日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 6月13日	異議申立人の意見書の受理
平成29年 9月27日	審議
平成29年10月25日	審議

別表 1

対象文書名	文書名	受付年月日	実施機関が開示と した情報
本件対象文書 1	苦情等受信票	平成 26 年 12 月 12 日	・ 申出者氏名
		平成 26 年 11 月 27 日	
		平成 26 年 10 月 31 日	
		平成 26 年 9 月 30 日 (2 件)	
		平成 26 年 9 月 24 日	
		平成 26 年 3 月 25 日	
		平成 26 年 2 月 17 日	
		平成 26 年 2 月 14 日	
		平成 25 年 7 月 8 日	
		平成 25 年 5 月 28 日	
	相談員作成書面	平成 25 年 5 月 28 日	・ 相談者氏名
苦情等受信票	平成 25 年 5 月 23 日	・ 申出者氏名	
	平成 25 年 5 月 20 日		
	平成 24 年 9 月 6 日		
	平成 24 年 9 月 5 日		
	平成 24 年 9 月 4 日		
	平成 24 年 8 月 14 日		
相談員作成書面	平成 25 年 5 月 28 日	・ 住所	
苦情等受信票	平成 24 年 9 月 6 日		
	平成 24 年 9 月 5 日		
	平成 24 年 9 月 4 日		
	平成 24 年 8 月 14 日		
苦情等受信票	平成 26 年 11 月 27 日	・ 電話番号	
	平成 26 年 9 月 30 日 (2 件)		
	平成 26 年 3 月 25 日		

対象文書名	文書名	受付年月日	実施機関が開示と した情報	
本件対象文書 1	苦情等受信票	平成26年 2月17日	・電話番号	
		平成26年 2月14日		
	相談員作成書面	平成25年 5月28日		
	苦情等受信票	平成25年 5月20日		
		平成24年 9月 6日		
		平成24年 9月 5日		
		平成24年 9月 4日		
		平成24年 8月14日		
	苦情等受信票	平成26年11月27日		・患者氏名
		平成26年 9月24日		
		平成25年 7月 8日		
		平成25年 5月28日		
		平成25年 5月23日		
		平成25年 5月20日		
メール	平成25年 5月28日	・職員のメールアドレス		
全件		・苦情内容		

対象文書名	転送年月日	実施機関が不開示とした情報
本件対象文書2	全件	・差出人のメールアドレス
	平成25年 7月 2日	・差出人氏名
	平成25年 5月20日	
	平成25年 5月 7日	
	平成24年12月 3日	
	平成24年11月 6日 (受付年月日)	
	平成24年 9月18日	
	平成24年 5月17日	
	平成25年 5月20日	
	平成25年 5月 7日	
	平成24年12月 3日	
	平成24年 8月10日 (受付年月日)	
	平成24年 5月17日	
	平成25年 5月20日	・電話番号
	平成24年 8月10日 (受付年月日)	
	平成24年 5月17日	
	全件	・職員のメールアドレス
全件	・苦情内容	
本件対象文書3	全件	・問合せ内容

別表2

対象文書名	受付年月日	開示すべき情報
本件対象文書1	平成27年 7月15日	・申出者氏名
	平成26年12月19日	
	平成26年 9月22日	
	平成26年 9月 5日	・お名前
	平成26年 7月24日	・申出者氏名
	平成25年 6月13日	
	平成26年 7月24日	・住所
	平成25年 6月13日	
	平成26年12月19日	・患者氏名
	平成26年12月12日	
	平成26年10月31日	
	平成26年 9月30日 (2件)	
	平成26年 9月22日	
	平成26年 7月24日	
	平成26年 3月25日	
	平成26年 2月17日	
	平成26年 2月14日	
平成24年 9月 5日		
平成24年 9月 4日		
本件対象文書2	平成24年 8月10日	・患者氏名

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)